

寒川文書館運営審議会規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寒川文書館条例(平成18年寒川町条例第2号)<u>第4条</u>の規定に基づく寒川文書館運営審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、寒川文書館条例(平成18年寒川町条例第2号)<u>第5条</u>の規定に基づく寒川文書館運営審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>